

「令和7年度 農林漁業就業支援プラットフォーム構築等業務」 委託先募集要項

1 事業の目的

本県の人口は2019年をピークに減少し始め、人口減少地域は県内全域に広がっており、人手不足が深刻な問題となっている。

産業別に就業者数をみると、特に農林水産業が他産業と比較して大きく減少しており、人口減少は農山漁村で先行している。また、農林漁業従事者の高齢化も進んでいることから、今後、減少幅はさらに拡大していくと推測される。農林漁業が主な基幹的産業である地域にとって、担い手の減少は地域の存続に直結する深刻な問題となっており、人口減少・高齢化が先行する農山漁村を中心とした地域を維持・活性化するために、農林漁業の担い手の確保・育成が急務となっている。

そのためには、農林漁業に関心を持つ若者、女性、外国人など多様な人材や企業を積極的に呼び込み、雇用の創出と所得の向上を図ることが重要であり、多様な人材の、多様な働き方（新規就農（雇用就農含む）、半農半X、パート・アルバイトなど）に合わせた就業をサポートし、地域の人々と共に地域の強みや資源を活用し、創意工夫を凝らしてチャレンジできる地域づくりを進めていく。

本事業は、誰でも簡単にアクセスでき、必要な情報をタイムリーに得られるオンラインプラットフォームを整備し、若者や女性など幅広い人材確保に向けた動画情報、就業関連情報、AIを活用した就業相談、農地情報の提供などのデジタルコンテンツを実装し、就業・参入促進、相談機能強化、就業後の定着支援を実施するものである。

2 業務の内容等

(1) 業務名

令和7年度農林漁業就業支援プラットフォーム構築等業務

(2) 業務内容

- ① Web サイト制作業務
- ② 保守管理・分析業務
- ③ 会議の開催・参加

※いずれの業務についても、詳細は別添「令和7年度農林漁業就業支援プラットフォーム構築等業務委託仕様書」のとおり。

3 企画提案参加資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 「愛知県入札参加資格者名簿（令和 6 ・ 7 年度）」登載者のうち、業務（大分類）「03. 役務の提供」のうち営業種目（中分類）「08. コンピューターサービス」が登録（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれる者を含む）されていること。
- ③ 応募受付期間において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年 6 月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

4 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額
16,346,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。
- (4) 委託料の支払条件
事業完了後の精算払いとする。
- (5) 契約保証金
愛知県財務規則第129条の 2 の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の 3 の規定に該当する場合は、全額免除とする。
- (6) 電子契約について
本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県HPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。
- (7) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

5 募集期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月16日（火）

6 応募方法等

(1) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- ① 企画応募書（様式1）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 経費積算書（様式任意）
- ④ 事業実施体制及び同種事業実績（様式2）
- ⑤ 提出者（提出団体）の概要がわかる資料（様式任意）
- ⑥ 直近の決算報告書
- ⑦ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）及び申告内容に係る関係資料

※詳細は別添農林漁業就業支援プラットフォーム構築等業務 企画提案書類作成要領を参照

イ 提出部数

- ①、⑤、⑥、⑦ 1部
②、③、④ 6部（正本1部、副本5部）※副本は写しで可

ウ 提出期限

令和7年9月16日（火）午後5時（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送、宅配便のいずれか

※持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。e-mail 及び FAX による提出は受け付けない。

※郵送、宅配便の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 企画提案書類の提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（愛知県庁西庁舎4階）

愛知県農業水産局農政部農業経営課教育・担い手グループ（担当：奥野）

電話：052-954-6409（ダイヤルイン）

(3) 企画提案書類作成上の注意事項

ア 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④募集要項に違反すると認められる場合

イ 企画提案書の提出は、1 者 1 案とし、日本語で簡潔明瞭に専門知識がない者にもわかりやすい表現で作成すること。

ウ 提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更（差し替え）や再提出には原則として応じない。

(4) その他

ア 書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。

イ 提出書類に記載のある個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

ウ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

エ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

7 説明会の開催

(1) 開催日時

令和 7 年 8 月 19 日（火）午前 10 時から午前 10 時 30 分まで

(2) 場所

オンライン開催（Microsoft Teams を使用）

(3) 参加申込み方法

以下により電子メールで参加申込みを行ってください。お申し込みいただいた方に、オンライン会議の URL や注意事項等を電子メールでお送りします。

- ・申込期限：令和 7 年 8 月 18 日（月）正午
- ・件名：「農林漁業就業支援プラットフォーム構築等業務の説明会参加」
- ・本文中に次の 1～4 を記載してください。

1. 企業・団体等名
2. 参加者氏名
3. オンライン会議への接続端末数
4. 連絡先（電話番号、メールアドレス）

- ・申込先：愛知県農業水産局農政部農業経営課教育・担い手グループ

電子メール nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

(4) 説明会後の質問について

様式 4「質問書」の形式で作成し、電子メールで送信すること。なお、その際の電子メールの件名（題名）は必ず「【質問書】令和 7 年度農林漁業就業支援プラットフォーム構築等業務」とすること。

- ・受付期限：令和 7 年 8 月 22 日（金）正午
- ・提出先：愛知県農業水産局農政部農業経営課教育・担い手グループ

電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

(5) 質問に関する回答方法

質問に対する回答を取りまとめたうえで、令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 5 時

を目処に質問者に電子メールで通知し、また県のホームページに掲載する。

(6) その他

- ① 説明会への出席は必須条件ではありませんが、できる限り出席してください。
欠席により不利益を受けられた場合、県はその責任を負いません。
- ② 質問受付期限後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は、一切受け付けません。

8 選定者数

1 者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書類について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において、企画提案書の内容のプレゼンテーション審査を行う。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

プレゼンテーションを行う時間、開催方法等は後日通知する。

- ・プレゼンテーション審査予定日：令和7年9月24日（水）

(2) 審査基準

審査委員会では以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

① 業務実施体制等

- ・組織体制や人員配置が適切か、業務の遂行に関する全体のスケジュールは適切か。
- ・関係機関との連絡調整が円滑に行える体制か。
- ・過去の類似業務において十分なノウハウの蓄積があるか。
- ・構築、運用保守における体制が明確か。
- ・本業務と同等以上の規模の Web サイト制作において、次の業務実績を有している者を体制に配置したものとなっているか。
 1. プロジェクトマネージャーを通算で1年以上従事した実績があること。
 2. デザイナーを通算で1年以上従事した実績があること。
 3. システムエンジニアを通算で1年以上従事した実績があること。
 4. プログラマーを通算で1年以上従事した実績があること。
 5. 運用保守業務を通算で1年以上従事した実績があること。
 6. AI、CMS（コンテンツ管理システム）を用いたシステム構築の実績があること。

② 業務方針・業務の進め方

- ・業務方針は本業務の目的やねらいを的確に理解したものとなっているか。
- ・業務の工程（プロセス）、スケジュールは適切か。

③ 業務

ア Web サイト制作業務

(ア) デザイン

- ・本県の魅力が十分に伝わり、農業を始める、又は農業で働くきっかけとなるような明確なコンセプト・デザイン方針が示されているか。
- ・広告配信のランディングページとなることを踏まえ、印象的で目的誘導性の高いファーストビューの方向性が示されているか。
- ・閲覧者にとっての見やすさ、使いやすさを最優先し、カテゴリを見ただけでコンテンツの内容が想像できるカテゴリ分類となるような設計ができるか。
- ・閲覧者が快適に情報入手できるようグローバルナビゲーションを表示しつつ、整理されたレイアウトを提供できるか。

(イ) AI を活用した就農相談チャットボット

- ・新規就農者の疑問や課題を分かりやすく、かつ迅速に解決できる仕組みとなっているか。
- ・稼働後にユーザーフィードバックを基とした性能向上、機能追加等が可能であるか。
- ・本県がデータの更新をできる仕組みが明確に提案されているか。

(ウ) ヴァーチャル経営体験

- ・入力が簡易であり農業への参入を検討する際の参考となるような仕組みであるか。
- ・閲覧者が就農に対する自身のイメージと現実とのギャップに気づき、「自分に足りない点」に理解を深めることができるものであるか。
- ・デザイン、イラスト等の制作の方向性がメタバースや仮想現実を想起させるような先進的な印象を与えるものであるか。

(エ) CMS 要件

- ・専門知識がない人でも情報更新を行うことができる仕組みであるか。
- ・導入する CMS ソフトウェアについての具体的な提案があり、対象の CMS ソフトウェア導入のメリット・デメリットや採用基準が示されているか。

(オ) アクセス解析・SEO 要件

- ・アクセス解析方法やプロモーション効果測定方法が明確であるか。
- ・検索エンジン最適化（SEO）対応の方法が明確であるか。

イ 保守管理・分析業務

- ・障害への対応方法や保守管理体制が明確であるか。
- ・運用支援の対応方法や体制が明確であるか。

④ 見積金額

- ・予算の範囲内で業務内容に見合った経済的かつ妥当な見積りとなっているか。
- ・必要な業務経費が計上されているか。
- ・コンテンツごとの見積りが示されているか。

⑤ 業務の効果

- ・事業の趣旨に沿う効果的な独自の追加提案等により、波及効果が高く、今

- 後の取組の発展性が認められる内容となっているか。
- ・構築後のランニングコストが示されているか。

(3) 予備審査

企画提案の応募件数が6件以上の場合は、審査委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書類について、以下により予備審査を行う。

なお、予備審査は非公開とし、審査者は公表しない。

ア 予備審査は企画提案書類を基に書面審査にて行う。

イ 審査基準は審査委員会のものに準ずる。

ウ 応募のあった全ての企画提案に順位を付け、上位5件を審査会へ付議する。

エ 予備審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。

オ 予備審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の審査結果を受け、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

令和7年8月8日（金）	委託先募集開始
8月18日（月）	説明会の参加申込み期限
8月19日（火）	説明会の開催
9月16日（火）	企画提案書の提出期限
9月24日（水）	審査委員会の開催、委託先の決定、通知
10月上旬	契約締結、業務開始
令和8年3月下旬	委託業務報告書の提出、完了検査
4月上旬	請求書の提出
4月中旬	委託料の支払い

11 その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 採択された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。
- (3) 委託業務の開始から終了までの間、業務の実施方法や進捗状況の確認等を行うため、県との連絡調整を密にし、報告は定期的に行うこと。